

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C営業所において事務職として勤務していた。

2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、ロール紙の入った約〇kgのコンテナ（縦〇cm、横〇cm、幅〇cm）を、床上からの高さ〇cm又は〇cmの棚から下ろす作業を行っていたところ、腰に強い痛みを感じた（以下「本件事故」という。）という。

請求人は、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し「腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、その後、Eクリニック、F病院、G病院にも受診し、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）となった。

3 請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第12級の12に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、棄却されたため再審査請求に及んだが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（平成21年労第163号事件。以下「前々々回裁決」という。）。

4 その後、請求人は、平成〇年〇月からH病院に受診し、「仙腸関節障害、腰椎椎間板ヘルニア」と診断されたため、この傷病は本件事故による傷病が再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は再発

とは認めず、請求人は審査請求、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（平成23年労第595号事件。以下「前々回裁決」という。）。

- 5 さらに、請求人は、平成〇年〇月〇日からG病院に受診し、「仙腸関節障害、腰椎椎間板症及び薬物過敏症」と診断され、同年〇月〇日には「薬物過敏症」によりI病院に検査入院し、退院の後、平成〇年〇月〇日からH病院に通院し加療した。

請求人は、「仙腸関節障害、腰椎椎間板症及び薬物過敏症」は本件事故による傷病が再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、再発とは認めず、請求人は審査請求、再審査請求に及んだが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（平成26年労第615号事件。以下「前回裁決」という。）。

- 6 今般、請求人は、平成〇年〇月〇日、H病院に受診し、「仙腸関節障害」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

- 7 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

- 8 請求人は、審査官に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人の本件傷病が本件事故による傷病の再発と認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

- 1 当審査会の事実認定

(略)

## 2 当審査会の判断

- (1) 当審査会は、前々々回裁決に係る裁決書、前々回裁決に係る裁決書及び前回裁決に係る裁決書において、「本件事故と本件傷病の医学的因果関係を認める医証はなく、また、そもそも本件傷病は、本事案のような外力が加わっただけで起こり得るものではなく、本件事故と本件傷病との間に相当因果関係を認める余地はない。」と判断したところである。
- (2) 請求人は、今般の請求において、重ねて本件傷病の原因は本件事故である旨主張するが、その根拠を示す新たな証拠を提出していない。
- (3) また、請求人は、症状固定時より症状が悪化した旨主張するが、請求人の本件傷病の状態について、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「症状固定とした後に明らかに体動困難、歩行障害を増強しているようである。」旨の意見を述べているものの、入院診療録によれば、入院中、主として仙腸関節ブロック注射やリハビリテーションが施行されているにとどまることからすると、本件傷病に係る急性症状はすでに消退しており、慢性症状が持続していたにすぎず、その症状は安定した状態であったものと推認される。さらに、地方労災医員協議会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「腰部画像からは、明らかな所見は認められず、症状の悪化はない。平成〇年〇月に発症した腰椎椎間板ヘルニアは平成〇年〇月で症状固定とされており、症状固定時の画像と最新の画像とは、明らかな相違はなく、症状が悪化したとはいえない。」旨の意見を述べていることを鑑みれば、当審査会としても、請求人の本件傷病の経過等からみて、決定書理由に説示するとおり、請求人の本件傷病は本件事故による傷病の再発とは認められないものと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

## 3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。